

武蔵野市  
第四期長期計画調整計画市民会議  
行・財政分野提言書

平成19年4月6日

## 目 次

はじめに	1 ページ
提 言	
【1】自治基本条例制定について	2 ページ
【2】行政の組織・制度改革について	5 ページ
【3】目指すべき市政における、いくつかの課題について	8 ページ
むすび	10 ページ

### 資 料

- (1) 行・財政分野 選択事業一覧
- (2) 行・財政分野 会議開催全日程
- (3) 行・財政分野 市民委員

## はじめに

地方分権推進の流れにより、地方自治体は、中央集権による競争も個性もない「運営」の時代から、自力による「経営」の時代に入ったといえる。このことは、反面、経営能力の優劣による自治体間の格差が当然視されることになり、発展するにせよ、停滞するにせよ、その結果責任を負うことを意味するものでもある。夕張市の例を引くまでもなく、この結果責任は行政機関だけが負うものではない。それによって直接利益を享受するのも、被害を蒙るのも住民である私たちなのである。

今回、武蔵野市第四期長期計画調整計画策定にあたって、100名に近い市民が計画づくりに直接参加する市民会議方式が行われることになった。私たち、行財政分野の市民委員は、地方分権による新しい時代にふさわしい市政への市民の参加と責任の試みとして、この方式を歓迎し、市民委員に応募した。以来7か月間、13回にわたる議論を重ね、よりよい市政のあり方を探って、各々が最大限の努力を尽くしてきた。

行財政分野という市政の根幹に関わる分野の議論であり、異なる価値観や多様な意見を有する市民による活発な意見交換が、同一の結論に達することは容易ではなかった。しかし、大多数の委員は、少なくとも以下の3点について共通の認識を持ったと言えるだろう。

- (1) 今現在は豊かと称される武蔵野市の財政状態も、将来にわたっては決して楽観できるものではないことから、行政の組織、制度、運用において、最小の経費で最大の効果を上げられるような効率化が徹底的に追求されなければならないこと、
- (2) 上記(1)で述べたことは、行政が何も行わないことを意味するのではなく、多様化する市民の要求、増大する行政需要の中で、何をどのように行うのかということに対して選択と集中を持って臨むということ、
- (3) そのためには市民の中にこれまで以上の、行政の理念や目的についての緻密な合意と責任を自ら引き受ける市政への参加が必須であり、そのために行政のあらゆる分野で市民参加の制度化が必要になってくるということである。

なお、(2)の施策の選択と集中については、さまざまな意見が交わされたが、厳密な結論に至ったわけではない。ただ、広い意味での福祉の町であること、子育て世代に対する支援がもっと力強く実施されるべきであること、持続可能な町として環境施策が根本に坐らなければならないこと、中でも水害対策が緊急課題であることなどは、異論のないところであった。この議論の中では、大規模施設の建設、特に現在計画中の武蔵野プレイス(仮称)についての懸念が、多くの委員から表明された。また、多数意見とはならなかったが、市民から評価の高いムーバス事業も財政という視点からは、正確な損益計算を元に検討し直すべきではないかとの意見もあった。

そこで、私たちは市民会議の後半の時期においては、「自治基本条例の前倒

し制定」「行政の組織・制度の改革」「歳入歳出の検討」の3つの分科会に分かれて議論を行い、それぞれの分科会で提言書をまとめた。ただ、あらかじめ明確な区分けができないまま議論を進めたこともあって、「行政の組織・制度の改革」分科会と「歳出・歳入の検討」分科会の両提言書の相当の項目が重複する記述となった。このため、行財政分野全体の提言書をまとめるにあたっては、論旨をより明瞭なものにするために、重複を整理し「自治基本条例の制定」「行政の組織・制度の改革」「目指すべき市政における、いくつかの課題」の3項目に分けて提言を述べることとした。

## 提 言

### 【1】自治基本条例制定について

#### 1. 提言の趣旨

拙速を慎みながらも、速やかに自治基本条例が制定されるよう提言する(遅くとも平成21年度には制定されるべきである)ものであり、そのためには、制定にむけた具体的な取り組みを一刻も早く開始すべきであると考えている。また、この制定を行政のみに任せるのではなく、様々な立場から市民が自主的な取り組みを開始することを望みたい。

#### 2. 提言の目的

自治基本条例制定に関しては、武蔵野市では平成18年5月に発表された「武蔵野市行財政集中改革プラン」において「平成18年度から検討を開始し平成21年度に作成作業を完了する」と計画されている。その意味では、自治基本条例の制定は既定の方針ともいえそうだが、その実態は庁内にプロジェクトが設立されて先行実施例の情報収集にとりかかったばかりであり、どのような条例をどのようにして作っていくのかは未だ全く決まっていないのが現状である。従って、今回の市民会議の提言において制定に向けての大まかな方向性を示して調整計画に盛り込み、その実施を明確にしておくことは極めて大きな意義があるものと考えている。

#### 3. 自治基本条例の必要性

自治基本条例は地方自治体の憲法であると言われる。このことは、主に2つの意味を持っている。1つは、区市町村が地方分権改革によって、国や都道府県と同等の立場にある独立した地方政府になったのであるから、自治体独自の理念や目標を独自に明確に定める必要があるということ。もう1つは、その理念や目標を実現するために自治体としての独自の運営方法、つまりローカルルールを持つ必要があるということである。

これまで中央集権体制の下で、中央官公庁の方ばかりを向いてその命令と

指導の下に仕事をしていたといってもいい地方自治体行政が、主権者たる市民に顔を向け、市民とともに取り決めたルールの下で意思を決定し、事務を実行するというものでなければならない。このように考えた時、自治基本条例のローカルルールとしての機能の中で最も重要なことは、市民参加のルール化であり、制度化であると言えることができる。

地方自治体において、市長も議会も行政もその権限はあくまで市民によって負託されたものであり、その正当性は市民の意思に由来する。そうであれば、市長や議会からの恩恵によって市民参加が認められるのではなく、市民の権利として市民参加があるのであり、行政のあらゆる場面において市民参加のシステムが整備、保障されなければならない。

このことは、原理原則からしてそうあるべきだというだけではない。近い将来には税収の低下により財政運営が厳しくなっていく一方で、少子高齢の進展によるさまざまな行政需要が増すという困難な時代を迎える中で、より緻密でかつ大胆に市民の合意を得ていく上で極めて有効性を発揮するものとする。さらには、市民の中にあるさまざまな能力や意欲を引き出すことによって、市民を単なる行政の受け手として位置づけるのではなく、地域経営を担う主体としていくという点において大きな支えとなるであろう。つまり、市民参加の制度化は、市民を安上がりな下働き(アウトソーサー)としてではなく、行政および議会と対等のパートナーとして、行政と市民との真の協働を現実のものとしていくための必須条件となるのである。

#### 4. 自治基本条例の備えるべき性格

自治基本条例の具体的な内容について、詳細な提言をすることは、これから自由に広範な議論をしていく妨げにもなりかねないので、今回はいくつかの基本的な点だけに絞って問題提起しておくこととする。

(1) 前述したとおり、自治体の基本理念及び政策目標、つまり武蔵野市は何を実現しようとしているのかを明確にすべきである。そして、その中には武蔵野市が市民自治のまちであることを宣言すべきである。

(2) 続いて、市民参加の制度化という視点から、

① どのような施策についてどのような市民参加の方法を採るのかを、行政の裁量に委ねるのではなく、最低限行わなければならない市民参加の方法を規定するようにされるべきである。

② 市民参加の実施状況を随時点検調査すると同時に、市民参加のあり方に対する市民からの不服を審査し救済する第三者機関を設置すべきである。

③ 行政からの提案の受け身的な対応に止まらず、市民から積極的に政策や事業等の提案ができるようにし、その提案については行政に回答義務を負わせるべきである。

④ 一定の要件下で、市民発議による常設型住民投票制度を置き、徹底的な討議を経ても合意形成に至らない課題については、最終的な判断を市民に仰ぐという制度的保障を設けることも今後の検討課題として記しておく。

(3) 市政情報は市民の共有財産であり、徹底した情報公開と情報開示が市民参加の必須条件である。どうすれば市民誰もが必要な情報を正しく理解できるか、そのために一層の工夫が求められている。そのための具体的な施策を以下に提言する。

- ①「広報・情報委員会(仮称)」を設置し広報体制の全面的な見直しを行う。
- ②武蔵野市政白書(仮称)をあらたに発行する。
- ③四半期毎の決算ならびに事業報告書をあらたに発行する。
- ④市政情報センターでの情報提供を拡充する。
- ⑤市民協働センター(仮称)、NPO 情報センター(仮称)を既存施設、またはネットワーク上に開設し、市民の地域活動の相互交流・情報交換の場を作る。
- ⑥ホームページのキーワード検索機能などの充実を図り、必要な市政情報を的確に収集できるようにする。
- ⑦市報、季刊むさしの、まなこ、議会だよりなどの定期刊行物の統廃合も含めたりリニューアルを行う。
- ⑧市内在学・在勤者も含む希望者に対して、行政分野ごとのメールマガジンを発行し、情報発信力を高める。

(4) 市民の学習や成長を保障する。

自治基本条例は、自立し、成熟した市民だけを前提とするものであってはならない。全市民に対しての市政情報提供を当然とし、知り得た情報を理解し的確な判断ができるための学習の場を提供することを大前提とする。

生涯学習の事業実施と司書の機能を整備した市政資料室(仮称)を設置することで、市民の知的生活環境を整備する。このことにより、利己的な要求に偏ることなく、市民一人ひとりがその持てる能力を十分に発揮し、成熟した市民社会が実現すると考える。

(5) 自治基本条例の最高法規性

自治基本条例が自治体の運営の基本ルールである以上、他の条例や計画の策定・解釈の指針であることを明記し、実際にもそのように運用されなければならない。また、そのために、後述するように、制定に際しては一定の厳しい条件を経て、市民の支持を明確にする必要があると思われる。

## 5. 自治基本条例はどのようにして作るべきか

武蔵野市の基本ルールとして自治体のめざす目標を定め、市民参加の制度化を行う自治基本条例を、市民の知らないところで作るなどということがあってはならない。その意味では、自治基本条例の制定そのものが、市民と行政と議会の壮大な学習の場とならなければならない。たとえば、議会であれば、市民参加の制度は議会の機能の弱体化・形骸化につながるのではないかという懸念を持って当然であろうし、そのような懸念が率直に出される中で、議会は自治体の運営ルールの中でどのような役割を目指すのかについての新たな高い目標が設定できるに違いない。

形だけ整えて良しとするのではなく、長時間を費やしても、市民の議論を

湧き立たせ、市民・行政・議会それぞれが議論を尽くして合意を形成できるようにすべきである。そのためにも、直接の検討機関は、公募市民・研究者をはじめ行政・議会のそれぞれの代表がすべて参加したものとするべきであるが、同時に、さまざまな市内の諸団体・グループなどがそれぞれの案を発表して議論に加わるものでもありたい。最終的には、いったん議会で制定したものを、さらに市民投票で承認するという方法なども検討すべきである。

## 【2】行政の組織・制度改革について

### 1. 公会計制度の改革

#### (1) 複式簿記・発生主義会計の制度化

武蔵野市では平成 14 年から連結決算に着手しているが、平成 21 年までとされている検討・研究が長期化しているため、調整計画策定に当たっては制度化の時期を明記すべきである。

現行の会計制度は単式簿記であるので、歳入・歳出より資産・負債の在り高を調べ、その差額を正味資産として貸借対照表 (B/S) を作成する棚卸法によらざるを得ないものと推測する。前年度での連結資産が 3,000 億円超という規模なので、その保全と運用を正確に記録計算するには複式簿記を導入し、コストという概念を入れて受益と負担の関係をフローとストックの側面から管理し、規律することが望まれる。制度化に当たっては、先ず総務省から示された作成方法に則って作成し、次段階は現金主義で総勘定元帳を作成し、公会計基準が整備された時期に発生主義を取り入れる手順が実践的と思われる。

(2) 財務諸表を市報に公表するに当たっては、正当性があることを示すため作成方法を開示すべきである。

(3) 公会計制度の趣旨から、市民の関心が強い次世代に継承していく貴重な財産である土地勘定は、取得原価のみでなく含み損益を脚注に開示する必要がある。

#### (4) 財務諸表の活用方法

これまでは歳入・歳出のフローの側面に着目して財政運営をしてきたが、今後は資産・負債を視野に入れ、財政運営のシュミュレーションを市民に示し、意思決定を予め選択できるような活用を図るべきである。また、調整計画策定に当たっては、資金計画と共に予想 B/S を作成することが望ましい。

また、予算と決算の対比上管理会計制度を確立し、コスト対効果（市民価値・地域価値）の評価基準の設定が必要になる。この行政評価システムを用いることにより財政の透明性を高めると共に説明責任を果たせる。

### 2. 市債管理の徹底

自治体の市債は投資しても収益を生まないため、償還原資は資産売却か一

般歳入で賄うしかない。歳入が横ばいの見通しの中で償還原資が増加すれば経常活動費が縮減するので、このバランスを如何に調和させるのかが重要な課題である。

- (1) 一般会計に加えて連結対象会計の債務負担行為を含めて管理する。
- (2) 市債償還額+利子額+補助金支出額の限度枠を設定して管理する。
- (3) 市債の用途別一般公募。財政の健全性による優良格付けの取得・有効活用・市民参加・利息の低減・財務情報公開の促進と信頼性付与など目論見書作成によるメリットが多目的に発揮される。
- (4) 政策金利が引上げられたように、長期的には上昇含みであるから、市債は可能な限り少額に留め、無借金を目標に管理すべきである。

### 3. 監査制度の改善

#### (1) 民間会計監査の導入

自治体の資産は市民のものである。その資産管理・運営を市民の代理人として専門家に監査を依頼することは必然である。

決算書を作る会計プロセスは、帳票にもとづく正しい情報を継続性のあるルールでどのように整理されているかが信頼性を付与するので、内部統制や監査体制の整備が伴わなければならない。不正が起これば、自ら是正できる機能が自治体に具備されていなければ、分権化や税源委譲が正しく執行されない。

また、外郭団体にも監査対象を広げ、連結決算をより適正化すべきである。

#### (2) 外部業務監査制度の早期実施

プロジェクト或いは事業は、P D C A (Plan=計画.Do=実施.Check=評価.Action=改善)が励行されねばならない、このうちチェック機能が特に重要になろう。今までのように行政にまかせきりにするのではなく、監査法人ならびに市民の中の知見をあるものが参画した監査体制をつくるべきである。

### 4. 数値目標を設定した財政計画の策定による財政規律の遵守

当市の財政を取り巻く環境が、近い将来において極めて厳しい状況を迎えるであろうことが予想される中で、持続可能な社会を維持する基盤である財政の健全性を構築するために、経常比率・実質公債費比率・市債の総枠基準など当市の財政のあるべき姿を数値で示し、各分野別プロジェクトの積み上げ方式による財政計画との調整機能を発揮して、年度別財政計画を立案し、年度予算の指針とする。

今後予定される学校や公共施設、ゴミ焼却場等の更新資金などのプロジェクトが、中長期的にみて財源の裏づけがあるかどうか見極めておく必要がある。ここに財政規律の作成とその遵守が肝要となる。最近では武蔵野プレイス（仮称）への資産管理計画（トータルライフコストの把握と最小化）が重要な課題となろう。

また、計画値と予算との対比で原因と結果分析が容易になり、次回のローリ



ングに役立つとともに、実施計画で内容が評価され、長期計画の目標管理機能が発揮される。

## 5. 給与体系・人件費の見直し

(1) 「武蔵野市行財政改革検討委員会報告書」の提言による職員定数削減を出来る限り前倒しで実施することを提言する。

近隣市との比較において、職員一人当たりの人口数が少ない。地方公務員制度の整備を実施し、柔軟で効率的な職員配置の検討を行なうべき。

(2) 現行は生活給・年功型の色彩が強い給与体系となっている。産業界においては、目標管理制度を実効あらしめるために能力給と業績給をベースに置いた給与制度が主流となってきている。職務と責任に応じた仕事の対価としての給与システムに改め、個々の職務への積極的な取り組みと意欲を生み出すと共に生産性の向上を図る。評価制度を導入することにより、公平公正な職務基準であることを明示する。

(3) 給与水準は、他の自治体と比しても高水準である。55歳で昇給停止・それ以降は5～10%の減額を行なう。初任給は国家公務員1種と同額であるが、2年目の当市は対公務員比107%と高くなっている。給与体系を見直す必要がある。

(4) 人件費が総じて高いが、人件費削減＝物件費（委託費）増では民間委託のメリットが無い。人件費と委託費の大幅な見直しが必要である。

## 6. 行政運営の見直し

サービスはコストでもある。自治体事業と民間事業を比較した場合、安価で内容の充実したサービスであるならば、社会全体からみれば民営化したほうがよいだろう。その前提として、市の提供する諸サービスのコスト分析を行い、市民に公表すべきである。例えば、救急車一台を発動するには、どの程度の経費が必要なのかなどを市民が知ることになれば、無用な利用を防止することにもなる。

(1) 財政援助出資団体・補助金交付団体の見直し

現行の団体・組織の中には、活動の意義や有無とは無関係に、長年にわたり存続しているだけのものもある。財政援助出資団体は、あり方や経営評価、監査を行って見直し・削減をする。

補助金交付団体は、社会的必要性を視野に入れて判断し、ゼロベースでの見直しをする。趣味的な活動団体は、自主運営として補助金をカットする。

(2) 事務事業の見直し

慣例化されたものも含め、すべての事務事業を第三者、市民を含めて見直す。評価基準を定めて仕分けをし、削減、廃止、市場化テスト、アウトソーシング等を行う。特に、全市的な大型イベントについての早急な見直し。

事務事業別にバランスシートをつくり、その現状と将来性を財務面から洗い直す。特に、当初収支均衡を目指した事業で、赤字におちいり将来展望を

見込めない事業は、廃止も含めて抜本的なテコ入れを図る。遊休資産についても同様である。

### (3) 施設の維持管理費・使用料と手数料の見直し

文化的施設を有効活用して広く解放するとともに、ランニングコストの削減と採算向上に寄与する方途を工夫する。

全市民への公平性・受益者負担の視点から料金見直しをする。無料を有料化することも含める。

## 7. 全庁的組織の見直し

環境問題における緊急課題の治水に関しては、多くの部署を跨いでの事業化となっており、現在の市の組織には治水を総合的に担当する部署はない。また高齢者と青少年の理解と助け合いによる、市民交流の推進においても、教育部内で、高齢者は生涯スポーツ学習課が、青少年は他の課が担当しており、高齢者と青少年の所管は截然と分離されている。このような組織形態で理想を実現化することは困難である。

市民ニーズに的確に応えることのできる柔軟な組織づくりと事務運営の効率性を図るために、組織の縦割りによる弊害は生まれていないか等の、全庁的な組織の見直しを行う。

## 8. 諸滞納金の徴収強化

市税および国民健康保険料などの滞納が相当にあるならば、この実態を集約の上徴収体制を含め回収に向けての対策を練る。徴収対象者としては、数年後に65歳となる団塊世代を視野に入れた高齢者もその対象と考えられる。

## 9. 一般競争入札制度の導入

政府では、全市町村に平成19年度から一般競争入札制度の導入を求める方針を固めているので、定着化は必然の方向である。落札業者を決める際に「総合評価方式」を採用し、企業の社会貢献度も配慮する。

## 10. 市議会のあり方

これについては、平成19年4月の選挙から26名に減員されてはいるが、近隣市の人口に対する議員比率を相対的に見ると、まだ多いといえよう。歳出削減という観点から考えれば、健全な財政姿勢を貫く意味において一層の削減が求められるし、市民参加の制度化の中で新たな市議会の機能の質的変革も検討されるべきである。

### 【3】目指すべき市政における、いくつかの課題について

#### 1. 市内浸水に対する抜本的かつ組織的な治水対策

平成17年9月4日の集中豪雨は、当市に40年ぶりに広範な家屋浸水の被害

をもたらした。集中豪雨の原因は地球温暖化による地球規模の異常気象といわれ、今後当市における豪雨早魘の発生にも予断を許さないものがある。

その対策として、市は平成 18 年度の第四小学校・青葉公園の雨水貯留浸透施設設置に続き、平成 19 年度には、吉祥寺北町周辺の道路舗装改修、井之頭小学校、第四中学校への雨水貯留浸透施設設置など行う。さらに、残る市立小中学校 15 校についても、5 年以内に同種施設を設置する計画である。

しかし、その規模から見て、これらは応急策である。更なる抜本策、例えば「緑と水のネットワークづくり」の治水への活用（公園に雨水貯留浸透施設、仙川側面に地下調節池）が必要であろう。問題は、現在の市の組織を見る限り、このような計画を総合的に所管する部署がないことである。

治水組織を早急な見直し、抜本対策を着実に実施する。

## 2. 市民協働の実現

- (1) 各種委員会の構成にクォータ制を導入し、男女、世代、職種等を考慮した多彩な人材を登用する。
- (2) 定年を迎える団塊世代に対する地域支援策として「ゆとりある時間」と「専門能力」を生かした地域活動への参加、NPO、起業支援、政策提言等ができるシステムを市の Web 上に作り、有効に活用する。
- (3) 市民との協働政策の一環として、地域に根ざした活動団体へのフリーハンド活動資金枠を設ける。

## 3. 市民サービス向上

- (1) 休日開庁と 24 時間サービス（窓口開設時間の延長・証明書などの自動交付機の設置、電子自治体としての IT 活用、コンビニ等の受け渡し利用制度）
- (2) 休日の不測の事態に対応可能な部署の創設（たとえば「すぐやる課」）
- (3) 遊休土地を市民に開放して利用方法を公募する。収入の一助に貢献する。
- (4) 旧中央図書館、自転車保管場所など有用な土地の利用を早期に検討する。
- (5) 有料施設（テニスコート・野球場等）の早朝・夜間の活用

## 4. 武蔵野ブランドイメージの創設

20 代 30 代の人たちが住みたくなるまちづくりや子育てしやすいまちづくりおよび、魅力ある住環境や教育環境作りを通して武蔵野ブランドイメージを創設することが求められる。特に、子育て世代の保育政策、公教育の復興、市内の自然環境の保全などを重視すべきである。

また、市民が夢を持つことができ、生きる活力が湧いてくるような施策を追求したい。たとえば、子どもからお年寄りまでが物作りの技術と喜びを習得できる本格的な工房などはどうだろうか。

これらにより、合計特殊出生率 0.77 の改善や各世代のバランスが取れた人口構成を実現することができ、武蔵野市は、安全安心でゆとりある暮らしが可能なまちとして、未来永劫の発展をしていくものと考えている。

## むすび

3つの分科会からの提言を一本にまとめるに際しては、全委員の十分な議論と検討を行う時間的余裕がなく、その趣旨を損ねていないつもりではありますが、若干強引に、各分科会のみなさまには意にそぐわない整理をしたかもしれません。その点について、行・財政市民委員のみなさまにお詫びをします。

本提言書に添付してあります資料は、議論の過程で摘出した全論点を整理したものです。行財政という、市民生活の根幹を成す部分への提言を作成するということは、市民委員全員にとってやりがいのあることであると同時に、責務の重さが日々増していく作業でもありました。しかし、渡された資料の読み込みに留まることなく、独自の学習によって意見書を提出する委員が多数出てきて、委員会で出された意見は膨大な数となりました。武蔵野市で初めての画期的な試みである市民会議における、行・財政分野市民委員の13回にわたる議論の集大成がこの一覧表です。

私たち市民委員は、提言を形あるものにまとめればその役割を果たしたとは考えていません。私たちの分野から選出した策定委員をバックアップし、策定委員会での議論の情報をリアルタイムで得ながら、私たちの議論の成果や提言内容が的確に策定員会に反映され、市民の生活をより良くするための調整計画が策定されるよう、これからも最大限の努力を払い続ける決意です。

そのためにも策定委員会の議事が公開で行われることを強く要望します。

●の数=選択委員の数

◎	長期計画等に位置付けられているもの
○	既の実施済みなもの
△	一部実施済み、実施中もの
□	検討中のもの

資料 1

# 選 択 事 業 一 覧

分区	要望事項	選択者数	達成手段
<b>1 基本理念</b>			
◎	基本理念の設定	B-17	自治基本条例の早期制定・施行 ●●●●●
	市民直接参加	A-1 ●	
◎	自治基本条例制定の前倒し（住民投票制度導入）	A-2 ● ● ●	
	住民の意思を問う投票システムの確立	A-4 ●	
○	市民全員アンケートの実施	A-5	
	市民によるマルチプルチョイスの導入	A-6 ●	
○	行政の最高意思決定機関設置	A-8	
○	実行可能な計画策定	B-1	
	最悪シナリオ(数値)の採用	B-2	
	豪華一点から分散へ	B-3	
	住みたい町の創設	B-4 ●	
	シビルミニマム(マキシマム)の市政化	B-6, B-7 ●	
	市民および行政の意識改革	B-9 ●	
△	わかりやすい文書	B-10	
△	選択と集中の行政投資	B-13 ●	
	オンリーワンを志向	B-14	
△	環境に配慮した市策	B-15	
△	安全・防犯防災、上下水、エネルギーの確保を最優先	B-16, D-1, N-3 ●	
△	アスベスト対策	D-3	
△	省エネ節エネの徹底	J-26	
	町の住民自治組織仕組みの再検討	E-2 ●	
□	NPO団体の徹底活用	E-4	
	国際交流の見直し	J-1	
△	教育環境づくり	M-1 ●	
△	事業の見直し	J-3 ● ●	

●の数＝選択委員の数

◎	長期計画等に位置付けられているもの
○	既の実施済みのもの
△	一部実施済み、実施中もの
□	検討中のもの

## 2 行財政

### 1) 組織・制度改革

□							副市長制度導入 (F-26)	
	他市区との合併 (三鷹、小金井、杉並)	B-18					広域行政	
○	近隣市区との関係強化 (合併はなし)	F-10					議員・職員の定数削減	
○	市会議員の削減 (30→20)	F-3					議員・職員の定数削減	
△	市職員の2割削減・人件費削減	J-9、J-10	●				議員・職員の定数削減	
△	フレックスタイムまたはシフト制の導入	F-23					職員の職場環境改善・活性化 (F-4)	●
	市の部課長と委員会クォーター制度の導入	E-8					職員の職場環境改善・活性化 (F-4)	●
△	民間との人事交流、政治任用 (職員の民間企業研修)	F-5	●				職員の職場環境改善・活性化 (F-4)	●
△	海外都市との市職員人事交流	F-1					職員の職場環境改善・活性化 (F-4)	●
	課制度の廃止とグループ制導入	F-2					職員の職場環境改善・活性化 (F-4)	●
△	団塊世代の活用 (定年者の任用)	I-10	●				職員の職場環境改善・活性化 (F-4)	●
△	職員の緊急時対応 (職員の市内居住)	D-2					職員の職場環境改善・活性化 (F-4)	●
	市民参加方式の市民サイドの人選決定化	E-10	●				職員の職場環境改善・活性化 (F-4)	●
	市民活動への専門家の派遣システム化	E-6					職員の職場環境改善・活性化 (F-4)	●
○	企画部に自治体法務の設置	F-6					市民サービスの改善	
	企業のCSR活動の受け皿となる組織作り	F-7					市民サービスの改善	
△	窓口業務の簡素化 (IT活用)	J-2					市民サービスの改善	
	休日開庁、窓口時間の長期化	F-8					市民サービスの改善	
	24h 市政センター設置	I-20					市民サービスの改善	
□	市民協働情報センター設置	E-7	●				市民サービスの改善	
	行政の出張説明	F18					市民サービスの改善	
	有料施設の早朝・深夜活用化	I-7					市民サービスの改善	
	市民政策室の設置	F-20	●				市民サービスの改善	
	すぐやる課の設置	F-28					市民サービスの改善	
△	きめ細かな健康・福祉対策	*					市民サービスの改善	
△	子供・教育関係施策の見直し (他の分科会関連)	*					市民サービスの改善	
△	緑・環境対策の充実	*					市民サービスの改善	
△	都市基盤整備事業の見直し	*					市民サービスの改善	
□	行政の受身体質改革 (職員の企画・提案義務化)	F-9					職員の給与等の見直し	
	事務管理部門の共有化	F-11					職員の給与等の見直し	●
	市職員の勤勉手当の廃止	F-19	●				職員の給与等の見直し	●
○	特殊勤務手当でのチェック	F-24					職員の給与等の見直し	●
	管理職以上の年俸制の導入	F-27	●				職員の給与等の見直し	●
△	成果主義の導入、報酬格差拡大	F-12					職員の給与等の見直し	●
	成果主義の導入と市民との協働	F-13					職員の給与等の見直し	●
△	専門職を置く	F-14					職員の給与等の見直し	●
△	庁内公募制度	F-15					職員の給与等の見直し	●
△	市外郭団体の定年制度	F-25					外郭団体の見直し	
△	ISO 14000 シリーズの外郭団体への導入	F-17					外郭団体の見直し	
△	出資団体、補助団体見直し	J-7	●				外郭団体の見直し	
□	入札制度の透明化	F-16	●				一般競争入札制度の導入	
△	公会計制度の改革、各事業の損益計算の徹底	H-1、H-2					公会計制度の改革	●
	公認会計士による監査	H-10	●				公会計制度の改革	●
	決算の早期化	H-3					公会計制度の改革	●
◎	市債管理計画	H-4	●				市債管理の徹底	
	積立金制度の導入 (予算)	H-7	●				市債管理の徹底	
◎	市債マイナス基金の管理	H-15					市債管理の徹底	
	資金調達方法の多様化 (市民債等)	K-1	●				市債管理の徹底	
	武蔵野プレイスを市役所、現市役所を市民活動センターに	F-22	●				中長期資産管理計画の見直し (I-6)	●●●
	市民政策室の設置	F-20					中長期資産管理計画の見直し (I-6)	●●●
	市の所有地の総点検と利用計画の検討	I-2	●				中長期資産管理計画の見直し (I-6)	●●●
△	市保有資産の再評価 (肥大化対策)	J-4					中長期資産管理計画の見直し (I-6)	●●●
△	有休土地の有効活用	K-2					中長期資産管理計画の見直し (I-6)	●●●
	古い計画 (道路計画等) の見直し	I-4					中長期資産管理計画の見直し (I-6)	●●●
	公共施設の有効活用・統廃合	I-1、I-3、J-5I-17I-18	●	●			中長期資産管理計画の見直し (I-6)	●●●
	旧中央図書館、自転車集積場、美術館の有効活用	I-9、I-12					中長期資産管理計画の見直し (I-6)	●●●
△	指定管理者制度の慎重な運用	I-5					民間資金・ノウハウ活用	
	PFI の徹底活用	H-9					民間資金・ノウハウ活用	
	行政評価を使う側から	C-1					第三者評価	
	監査委員に民間人の登用	C-2					第三者評価	
◎	新規事業への行政評価の活用	C-4	●				第三者評価	
◎	政策立案・評価システム	C-5					第三者評価	

●の数＝選択委員の数

◎	長期計画等に位置付けられているもの
○	既の実施済みのもの
△	一部実施済み、実施中もの
□	検討中のもの

## 2) 歳出歳入の見直し

							公共事業の削減 (J-9)	
							目標数値の設定を目指す財政 (C-3)	●
	(増収策を考える)	B-5	●				歳出歳入の見直し	●●●
△	受益者負担の見直し(公平性)	J-6						
	市庁舎・市建物の収益事業化(池の釣堀化)	K-3、I-19						
	建物の命名権による収益化	K-5						
	職員採用試験の実費徴収	F-21						
○	ホームページの広告収入	K-4						
	住民税2%市民配分制度の導入	H-12						
	親と同居の場合の住民税の優遇化	H-14	●					
	市民活動NPO基金の設立	E-5	●	●				
□	固定資産税軽減と内容説明、見直し・検討	H-5、H-11	●	●				

## 3 健康・福祉

	地域福祉ワンストップサービス	L-1					* きめ細かな健康・福祉対策	
	若者支援	L-2						
	生涯学習の見直し	L-3						
	幼・高齢施設の並存化	L-4						
○	リバースモーゲージの活用	H-6						
	ケーブルテレビの後期高齢者世帯への全戸設置	L-5						
	福祉コンシェルジュ(仮称)育成	L-6						
○	高齢者給食配食システムの確立	L-7						
	若い世代の定住促進税制	L-8						
	シルバー作業所の3ヶ所分散化	L-9						

## 4 子供・教育

△	教育環境作り(いじめ撲滅)	M-1					* 子供・教育関係施策の見直し	
	子育ての完全無料化	M-2						
	子供議会、子供会議の設置(子供の意見表明権)	M-3						
	育児手当増額	M-4						
○	食育教育の推進	M-5						
△	学校選択性の導入	M-6	●					
	市立小学校制服導入	M-7						
	学校給食費徴収制度の変更	H-13						
	教育委員会の大改革	M-9						
	小中高一貫教育制度導入	M-10						
	駅前に保育園の設置	M-11						
	既存資源の活用による子育ての住宅支援	M-12						
	読み書きそろばん普及の制度作り	M-13						
	自由大学の内容見直し	J-12						
	市民が市政を学ぶ教場の設置	E-3	●					
	自由大学後期履修のスタート	M-8						

●の数＝選択委員の数

◎	長期計画等に位置付けられているもの
○	既の実施済みのもの
△	一部実施済み、実施中もの
□	検討中のもの

**5 緑・環境・市民生活**

◎	景観条例の設置	N-3								* 緑・環境対策の充実
◎	吉祥寺駅を中心とした駐輪駐車問題の解決	N-1	●							
	市の関連事業所の環境経営の導入	N-2								
△	雨水浸透による水涵養	N-19								
	路上喫煙罰金化	N-4								
	水涵養ファンドの設置	N-5								
	緑化ファンドの設置	N-6								
	防災兼用ビオトープ開発	N-7								
	京都議定書6%完全実施	N-8								
	ごみ減量化市民の優遇制度導入	N-9								
	市役所版エコマネー制度の導入	N-10								
	屋上ビオトープの設置	N-11								
□	壁面緑化推進	N-12								
	生産緑地、農地の増設	N-12								
	農地の活用状態の見直し	I-11								
	武蔵野ブランド野菜	N-14								
	ベンチャーインキュベーション施設の設置	N-15								
	50-50制度の導入	N-16								
	武蔵野人物図鑑の創設	N-17								

**6 都市基盤**

	北町地下鉄(LRT)の導入	O-1								* 都市基盤整備事業の見直し
	武蔵野公会堂の駐輪場設置	O-2								
	市民活動拠点の3ヶ所設置	O-3								
	電話番号の都内番号化	O-4								
	吉祥寺駅の商店街の地下化	N-18								
	建築条例の見直し(容積率アップ)	I-13								
	ムーブスの深夜デマンド化	I-22								
	ムーブスの廃止、値上げ	J-13	●							
	三鷹駅北口の駐輪場用地の活用に向けた市民討論	I-15								

**7 その他**

	24h 郵便局設置	I-21								* その他
	吉祥寺ロンロン屋上の駐輪場化	I-8								
	年金保険料回収を市に	H-17								
	市職員のマイバッグマイはし	J-11								
△	自治基本条例の整理検討	A-3								
	市民自治(自由に使える予算枠確保)	E-1								
	定期預金と借入れ、両建て廃止	H-8	●							

**※ 新たに提案されたもの**

	特区制度(経済・教育・環境)申請		●							
	若い世代が住み良い街に(高齢者対策重視からシフト)		●							
	最も優先すべき事業の市民らしい改革提案		●							
	既存事業及び計画事業のムダ、余計な費用の問題提起		●							
	市民らしい新しい発想による「健康と心を豊かにする事業」の提案		●							
	平和予算の位置付け		●							
	借金ゼロ市宣言		●							



行・財政分野 会議開催全日程

回数	日	曜日	開始時間	会場
第 1 回	9 月 9 日	土	14 : 00	市役所 801 会議室
第 2 回	9 月 25 日	月	18 : 30	市役所 802 会議室
第 3 回	10 月 1 日	日	14 : 00	市役所 802 会議室
第 4 回	10 月 23 日	月	19 : 00	市役所 802 会議室
第 5 回	11 月 13 日	月	19 : 00	総合体育館 大会議室
第 6 回	12 月 3 日	日	14 : 00	市役所 601 会議室
第 7 回	12 月 11 日	月	19 : 00	市役所 802 会議室
第 8 回	12 月 24 日	日	14 : 00	市役所 601 会議室
第 9 回	1 月 23 日	火	19 : 00	市役所 601 会議室
第 10 回	2 月 1 日	木	19 : 00	総合体育館 大会議室
第 11 回	2 月 21 日	水	19 : 00	市役所 601 会議室
第 12 回	3 月 6 日	火	19 : 00	市役所 601 会議室
第 13 回	3 月 19 日	月	19 : 00	総合体育館 大会議室

第 1 回会議において、市民会議の議事録は、全文記録と発言者氏名明記とすること、及び、会議の傍聴は当然のこととし、共に決議し実行された。

行・財政分野 市民委員

アドバイザー 菊池 威 氏 (亜細亜大学経済学部教授)

市民委員 糸井 守  
内山 智子 (平成 19 年 3 月まで)  
大橋 仁  
小美濃 隆  
小池 大一  
小島 壮介  
酒井 陽子  
澤田 洋海 (平成 19 年 1 月まで)  
島田 豊文  
須藤 旻  
高木 一彦  
高橋 億吉  
田中 修史  
長屋 伸良  
西村 まり  
藤本 厚  
松村 勝人  
三上 かおり  
宮本 佳夫  
安田 順一

事務局 行財政部会 部会長 高橋 財務部長  
幹事長 名古屋 財政課長

第四期長期計画調整計画  
行・財政分野市民会議提言書

平成 19 年 4 月  
行・財政分野市民会議